主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

記録によれば、被告人は、平成六年五月二日神戸地方裁判所がした同月六日から 勾留の期間を更新する旨の決定に対し、同月一七日抗告を申し立てたところ、同月 二四日大阪高等裁判所が右抗告を棄却したため、更に同月二七日本件特別抗告を申し立て、同年六月六日当審において記録の送付を受けたものであるが、右勾留期間 更新決定による勾留の期間は同月五日満了しており、右決定の効力は既に失われたものであることが明らかであるから、本件特別抗告の申立ては、もはやその利益を失ったものとして、不適法というべきある。

よって、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成六年七月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	袁	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	太 隹
裁判官	大	野	正	男
裁判官	千	種	秀	夫
裁判官	屋	崎	行	信